

新歓レギュレーション2026年度改定案のパブリックコメント 新旧対応表		
新歓レギュレーション2026年度改定案(Ver.2026.0.X.X)	新歓レギュレーション(Ver.2025.1.0.1)	備考
1、総則	1、総則	
新歓レギュレーションが更新された場合は、その旨と閲覧方法を本会掲示板(YCUSクエア1F)に掲示します。また、公認団体には連合会経由やメールで伝達するほか、本会SNSやHPにその旨を掲示しますので、情報を常にご確認ください。	レギュレーションが更新された場合は、その旨と閲覧方法を中央委員会掲示板(YCUSクエア1F)に掲示します。また、公認団体には連合会経由やメールで伝達する他、中央委員会SNSやHPにその旨を掲示しますので、情報を常にご確認ください。	変更（掲示板・SNS/HPの呼称を「本会」に統一）
2、新歓レギュレーションにおける定義	2、定義	
新歓活動を主たる目的としない企画・行為次に示す企画・行為は新歓活動としてみなしません。ただし、各活動の内部で先述した新歓活動に含まれる企画・行為を行う場合、新歓活動に含まれる企画部分のみを新歓活動として取り扱います。	新歓活動を主たる目的としない企画・行為次に示す企画・行為は新歓活動としてみなしません。ただし、各活動の内部で先述した新歓活動に含まれる企画・行為を行う場合、当該企画部分のみを新歓活動として取り扱います。	変更（文言の微細な修正）
3、新歓活動の規制	3、新歓活動の規制	
新歓特例許可団体（「4、新歓特例許可団体について」を参照。）を除き、横浜市立大学の規定により新歓活動において以下の行為を行うことを禁止されています。	新歓特例許可団体を除き、新歓活動において以下の行為を行うことを禁止します。	追加（大学の規定に基づく旨の明記）
4、新歓特例許可団体について	4、新歓特例許可団体について	
①第1号新歓特例許可団体 横浜市立大学金沢八景キャンパス所属公認団体 ②第2号新歓特例許可団体 横浜市立大学福浦キャンパス所属公認団体 ③第3号新歓特例許可団体 本会執行部新歓事業部が個別に指定した団体 ④第4号新歓特例許可団体 その他本会執行部新歓事業部に申請し個別に許可された団体	1、第1号新歓特例許可団体 金沢八景キャンパス所属公認団体 2、第2号新歓特例許可団体 その他新歓委員会に申請し個別に許可した団体 3、第3号新歓特例許可団体 福浦キャンパス公認団体	変更（団体分類の変更・細分化） 新設（第3号団体：個別指定団体）
第2号新歓特例許可団体の新歓活動は、新歓レギュレーションと福浦キャンパス又は横浜市立大学医学部で規定される新歓規定類との競合があった場合、後者を優先して適用するものとし、新歓レギュレーションは競合範囲において効力を一部制限します。	第3号新歓特例許可団体は、本レギュレーションと福浦キャンパス又は横浜市立大学医学部で規定される新歓規定類との競合があった場合、後者を優先して適用するものとし、本レギュレーションは競合範囲において効力を一部制限します。	変更（団体番号の修正のみ）
第3号新歓特例許可団体は、本会執行部新歓事業部が指定した個別の特定団体をいいます。	（新設）	新設（第3号の定義）
第4号新歓特例許可団体は、本会執行部新歓事業部に個別に申請し許可を得た団体です。第4号新歓特例許可団体になることを希望する団体は、別に定める所定の手続きにより本会執行部新歓事業部に申請を行う必要があります。第4号新歓特例許可団体の許認可においては、その権利及び規制類を一部制限もしくは緩和した条件付き許可とする場合があります。なお、本会執行部新歓事業部は必要に応じ、特定の団体を第4号新歓特例許可団体として認定することができます。	（新設）	新設（第4号の定義）
6、迷惑行為の禁止	6、迷惑行為の禁止	
5、個人が特定できる顔写真や名前等の個人情報を、個人本人の許可なく収集又は公開する行為	5、個人が特定できる顔写真や名前等の個人情報を、個人本人の許可なく公開する行為	追加（収集の禁止）
8、学外での声掛け等、団体又は団体構成員が、団体非構成員からの自発的ではない新歓活動を行う行為	8、学外での声掛け等、団体非構成員からの自発的ではない新歓活動を行う行為	追加（行為主体を団体構成員にも明確化）
10、強引な誘い込み・連れ込みなどの行為	10、部室等、団体の活動場所への強引な誘い込み・連れ込みなどの行為	変更（場所の限定を削除し、行為全般を禁止）
11、横浜市立大学金沢八景キャンパス外である大学・金沢八景駅周辺の歩道等でのビラ配り等の新歓活動を行う行為	11、キャンパス外である大学・金沢八景駅周辺の歩道等での新歓活動を行う行為	変更（行為内容を例示）
8、オンラインでの新歓活動について	8、オンラインでの新歓活動について	
（削除）	1、具体的な住所など必要以上の個人情報を収集しないこと	削除
1、新歓活動を主たる目的としていない新入生のオープンチャットやLINEグループ等で新歓活動を行わないこと	2、新歓活動を主たる目的としていない LINEグループ等で新歓活動を行わないこと	変更（オープンチャットも規制対象に追加）
3、Zoom等を利用する際は、そのリンクやURLをSNSやHP等、不特定多数が閲覧できる場所及び媒体において公開しないこと	3、Zoom等を利用する際は、そのリンクやURLをSNSやHP等、インターネット上で公開しないこと	変更（公開禁止の範囲を具体化）
9、個人情報等の収集について	9、個人情報等の収集について	
1、個人情報や連絡先等を収集する際は、必ずその使用目的を収集対象者に明示したうえで、了解を得てください。 2、収集する個人情報や連絡先等は必要最低限に留めてください。 3、収集した個人情報や連絡先等の管理は不正利用や流出等情報提供者の不利益になることのないよう厳重に行ってください。	個人情報や連絡先等を収集する際は、必ずその使用目的を収集対象者に明示したうえで、了解を得てください。収集する個人情報や連絡先等は必要最低限に留めてください。収集した個人情報や連絡先等の管理は不正利用や流出等情報提供者の不利益になることのないよう厳重に行ってください。	変更（条文的簡条書化）
10、SNSやHPの運用について	（略）	新設（SNS・HP運用に関する規定）
11、ビラ・配布物類について	10、ビラ・配布物類について	
配布物類には、記載免除の申請及び許可がない限り、許可番号を紙面上で視認できる形で指定の様式により記載する必要があります。許可番号の記載様式は「横浜市大配布許可番号 XXXX-XXXX」とします。配布物類における具体的な申請手法は別途案内します。	許可番号の記載様式は「横浜市大配布許可番号 XXXX-XXXX」とします。配布物類の申請は、次のとおり行います。具体的な申請手法は別途案内します。1、印刷前申請...2、印刷後申請...	削除（具体的な申請手法の詳細が削除され、別途案内となった）
12、ポスターについて	11、ポスターについて	
本校舎及びシーガルセンターの掲示板、YCU スクエア 1F の課外活動掲示板へのポスター掲示は、横浜市立大学の規定する課外活動のルールに従ってください。	本校舎及びシーガルセンターの掲示板、YCU スクエア 1F の課外活動掲示板へのポスター掲示は、課外活動のルールに従ってください。	変更（大学の規定に基づく旨の明記）
14、違反行為に対する措置	13、ペナルティ	
1、本会執行部新歓事業部は、新歓レギュレーションに違反する行為を確認又は発見した場合には、違反行為を行っている団体及び個人に対して、警告をすることができます。 2、本会執行部新歓事業部は、1により警告を受けた団体又は個人が、新歓レギュレーションに違反する行為を中止しない場合には、当該行為を直ちに実力で制止することができます。	（新設）	新設（違反行為に対する警告と実力制止の権限規定）
4、2及び3に定める違反行為の制止後及びペナルティを課す場合は、その行為を行った団体又は個人から事情を聴取することができます。	（新設）	新設（事情聴取の規定）
15、新歓関連企画のレギュレーションについて	14、新歓関連企画のレギュレーションについて	
2、新歓活動に関連した本会執行部新歓事業部が所管する企画及びそれに関連する対応は、新歓レギュレーションに準拠するものとします。	（新設）	新設
16、移行期間について	15、移行期間について	
新歓レギュレーションの Ver.2025.1.0.1 及び Ver.2026.0.X.X は、公開日(2月X日)から 2月Y日を移行期間とします。	本レギュレーションの Ver.2024.1.0.1 及び Ver.2025.1.0.1は、公開日(2月1日)から 2月8日を移行期間とします。	変更（移行対象バージョンと日程）
17、新歓レギュレーションの適用期間について	16、レギュレーションの適用期間について	
新歓レギュレーションの適用期間については、新歓レギュレーションが改定される場合、又は廃止される場合を除き、継続的に有効です。	本レギュレーションの適用期間については、本レギュレーションが改定される場合、又は廃止される場合を除き、継続的に有効です。新歓委員会が活動休止期間内のレギュレーション違反等は、中央委員会執行部に新歓委員会の一部業務を移管し、ペナルティを科すことがあります。	削除（新歓委員会からの業務移管に関する規定を削除）
附則	附則	
新歓レギュレーション Ver.2026.0.0.Xは、2026年2月X日 0時より施行され、本会が制定した旧来の新歓マニュアル及び新歓レギュレーション（以下「新歓規定類」）は同時に無効となります。	本レギュレーション Ver.2025.1.0.1は、2025年2月1日0時より施行され、旧来の横浜市立大学学生自治会中央委員会が制定した新歓マニュアル及び新歓レギュレーション（以下「新歓規定類」）は同時に無効となります。	変更（施行バージョン、日付、時刻）
（削除）	新歓委員会が活動休止期間内のレギュレーション違反等 は、中央委員会執行部に新歓委員会の一部業務を移管し、ペナルティを科すことがあります。	削除